

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和57年7月5日から60年6月30日までA社で勤務していたにもかかわらず、同年6月が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の回答から判断すると、申立人が同社に昭和60年6月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び昭和60年5月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していないことを認めており、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和60年6月30日に申立人が厚生年金保険の資格喪失した旨の記載が確認できることから、事業主は申立人に係る資格喪失日を誤って同日付けとして届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から 63 年 3 月まで

私は、学生であったころ、母親に国民年金の手帳を渡されたこと、及び「学生のうちは国民年金保険料を代わりに納付しておくけれど、就職したら自分で保険料を納付しなさい。」と言われたことをそれぞれ記憶しているにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続、保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付をしていたとされる申立人の母親は死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁のオンライン記録から、平成元年 7 月ごろに払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、昭和 60 年 7 月から 62 年 5 月までの期間は時効により納付できない期間であり、62 年 6 月から 63 年 3 月までの期間は過年度納付によることとなるが、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料をさかのぼって納付したかは不明であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 7 月から 62 年 3 月までの期間は学生であったことから、国民年金に任意加入することとなるが、申立

人の妹も、学生であった期間は、国民年金に任意加入していない上、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から42年3月まで

私は、昭和44年ごろ、妻が、集金人から過去の国民年金保険料の未納分をさかのぼって納付できると聞いたことから、妻が、さかのぼって国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、記載内容等から、昭和44年当時、作成されたものと考えられる家計簿を保管しているが、当該家計簿には、申立期間の国民年金保険料に相当する金額の記載は無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻は国民年金保険料の納付金額、納付回数について記憶が明確でない。

また、市町村が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、申立期間直後の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料を、44年3月に納付していることが確認できるが、その時点では、申立期間の大半は、時効により納付できない期間である上、申立人の妻が保管している44年の家計簿に国民年金保険料として記載されている5回の支払金額は、社会保険庁の記録とおおむね一致していることから、それらの金額を上回ることとなる申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立人の妻が家計簿に記載しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間のうち、昭和41年度については、申立人の妻も未納とされており、ほかに申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から43年3月まで

私は、昭和44年ごろ、集金人から過去の国民年金保険料の未納分をさかのぼって納付できると聞いたことから、さかのぼって国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、記載内容等から、昭和44年当時、作成されたものと考えられる家計簿を保管しているが、当該家計簿には、申立期間の国民年金保険料に相当する金額の記載は無い上、申立人は国民年金保険料の納付金額、納付回数について記憶が明確でない。

また、申立人が保管している昭和44年の家計簿によれば、国民年金保険料として5回の支払いが確認できるが、それらの金額は、社会保険庁の記録とおおむね一致していることから、それらの金額を上回ることとなる申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立人が家計簿に記載しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間のうち、昭和41年度については、申立人の夫も未納とされており、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 4 日まで
② 昭和 20 年 10 月 15 日から 23 年 3 月 30 日まで
③ 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 2 月 15 日まで

私は、A社で勤務していた申立期間①について、脱退手当金を受給しているとされているが、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、納得がわからない。

また、申立期間②はB社で、申立期間③はC社で、それぞれ勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、支給日や支給金額等の具体的な記載がある上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間②及び③について、申立人は、申立期間②及び③において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

3 B社については、申立期間②を含む前後の期間について、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、

申立人の氏名は見当たらない。

また、社会保険庁の記録上、B社は昭和35年11月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、D社（B社の後継会社）には、申立期間②当時の賃金台帳等が無く、当時の同僚等からも申立期間における申立人に係る厚生年金保険の加入及び保険料控除の有無についての供述は得られない。

- 4 C社については、申立期間③を含む前後の期間について、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

また、申立期間③において、申立人が雇用保険に加入した記録は存在しないほか、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間③について国民年金に加入し、免除申請が行われ認められていることから、申立人が申立期間③において、厚生年金保険に加入していなかったと考えることも不自然ではない。

さらに、社会保険庁の記録上、C社は平成19年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の関連会社であるE社においても、申立期間③当時のC社についての賃金台帳等は保管されておらず、当時の同僚等からも申立期間における申立人に係る厚生年金保険の加入及び保険料控除の有無についての供述は得られない。

- 5 このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①については、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間②及び③については、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 8 月 6 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 60 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、A事業所で補助員として勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主の辞令書により、申立人は、申立期間において、A事業所に補助員として勤務していたことは確認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間を含む昭和 59 年 6 月 1 日から 61 年 4 月 30 日までの期間について、社会保険事務所が保管するA事業所の被保険者原票を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡^{こんせき}は認められない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入していなかったと考えることも不自然ではない。

加えて、B事業所（平成 15 年 4 月 7 日にA事業所から事業所名称変更）には、申立期間当時の賃金台帳等の資料が無い上、当時の同僚等からも申立期間における申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除についての供述は得られず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。